

令和7年度

市税等納期一覧表

【庄原市】

納付月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
納期限日 (口座振替日)	4月30日 (水)	6月2日 (月)	6月30日 (月)	7月31日 (木)	9月1日 (月)	9月30日 (火)	10月31日 (金)	12月1日 (月)	1月5日 (月)	2月2日 (月)	3月2日 (月)	3月31日 (火)
税目等												
市県民税 (普通徴収)			1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期		2期					3期		4期	
軽自動車税種別割		定期										
国民健康保険税 (普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	
介護保険料 (普通徴収)			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
後期高齢者医療保険料 (普通徴収)				1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	

※口座振替の申し込みをされている方は、納期限日に自動振替を行いますので、納期限前日までに残高確認をお願いします。

市税等の納付について

- 「口座振替・自動払込」による納付
 - ・ 手続きは、市内の各金融機関・市役所（本庁 収納課 または 各支所 地域振興室）に備えつけてある「庄原市市税等口座振替依頼書」を金融機関窓口へ提出してください。
 - ・ 口座振替依頼書に払込開始希望年月日（納付月）を記入してください。口座振替の開始は、原則申込月の翌月以降の納期分からです。
 - ・ 手続きには、通帳と届出印が必要です。
- 「コンビニ納付、スマホ決済アプリ」による納付
 - ・ バーコードが印字されている納付書は、納付書裏面に記載のあるコンビニエンスストア等、スマホ決済アプリでの納付も可能です。
- 「地方税統一QRコード」による納付
 - ・ eL-QRコードが印字されている納付書（対象税目：固定資産税、軽自動車税）は、スマホ決済、クレジットカード納付（別途手数料必要）、インターネットバンキング、口座振替（事前登録必要）等のほか、全国の地方税統一QRコード対応金融機関で納付ができます。

お問い合わせ先

- 納付相談

総務部 収納課 収納係	☎ (0824) 73 - 1511	FAX : (0824) 72 - 3322 (代表)	mail: syunou@city.shobara.lg.jp
西城支所 地域振興室	☎ (0824) 82 - 2124	東城支所 地域振興室	☎ (08477) 2 - 5121
高野支所 地域振興室	☎ (0824) 86 - 2115	比和支所 地域振興室	☎ (0824) 85 - 3001
		口和支所 地域振興室	☎ (0824) 87 - 2112
		総領支所 地域振興室	☎ (0824) 88 - 3063
- 市税等の内容について

総務部 税務課 資産税係	☎ (0824) 73 - 1144	FAX : (0824) 72 - 3322 (代表)	mail: zeimu-shisanzei@city.shobara.lg.jp
総務部 税務課 市民税係	☎ (0824) 73 - 1146	FAX : (0824) 72 - 3322 (代表)	mail: zeimu-shiminzei@city.shobara.lg.jp

裏面も
ご覧ください。

市税等の納付場所

- 庄原市役所（本庁、各支所）
- ひろしま農業協同組合
- しまなみ信用金庫
- 中国労働金庫
- 各コンビニエンスストア※1
- 各スマートフォン決済アプリ※2
- eL-QRコード※2

- 広島みどり信用金庫
- 広島銀行
- 中国銀行
- 両備信用組合
- ゆうちょ銀行・郵便局

※1 納付書にバーコード印字があるもの
※2 納付書にeL-QRコード印字があるもの

口座振替のできる税目等

- ① 市県民税（普通徴収）
- ② 固定資産税
- ③ 軽自動車税種別割
- ④ 国民健康保険税（普通徴収）
- ⑤ 介護保険料（普通徴収）
- ⑥ 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
- ⑦ 住宅使用料
- ⑧ 保育所使用料（保育料）
- ⑨ 延長保育負担金
- ⑩ 放課後児童クラブ負担金
- ⑪ 老人保護措置費負担金
- ⑫ 社会福祉施設使用料
- ⑬ 医療従事者奨学金返還金
- ⑭ 奨学金返還金
- ⑮ 教員住宅使用料
- ⑯ 放課後子ども教室負担金
- ⑰ 公共下水道等使用料

注1) 1枚の口座振替依頼書で同時に複数の税目等の口座振替を申し込むことができます。

注2) ⑦～⑰についてのご質問は、各担当課にお問い合わせください。

※これまで国民健康保険税を口座振替により納付いただいていた方で、新たに後期高齢者医療保険料、介護保険料の対象となられた方は、改めて口座振替の申し込みをいただく必要があります。

■ 内容についてのお問い合わせ先

⑦ 住宅使用料	環境建設部都市整備課 管理係	☎(0824)73-1172 mail: toshi-kanri@city.shobara.lg.jp
⑧ 保育所使用料(保育料)	生活福祉部児童福祉課 児童福祉係	☎(0824)73-1192 mail: jidou-fukushi@city.shobara.lg.jp
⑨ 延長保育負担金	生活福祉部児童福祉課 あんしん支援係	☎(0824)73-0051 mail: anshin@city.shobara.lg.jp
⑩ 放課後児童クラブ負担金	生活福祉部高齢者福祉課 高齢者福祉係	☎(0824)73-1143 mail: kourei-koureisya@city.shobara.lg.jp
⑪ 老人保護措置費負担金	生活福祉部高齢者福祉課 高齢者福祉係	☎(0824)73-1143 mail: kourei-koureisya@city.shobara.lg.jp
⑫ 社会福祉施設使用料	生活福祉部保健医療課 医療予防係	☎(0824)73-1155 mail: hoken-iryuu@city.shobara.lg.jp
⑬ 医療従事者奨学金返還金	教育部教育総務課 総務係	☎(0824)73-1182 mail: edu-soumu@city.shobara.lg.jp
⑭ 奨学金返還金	教育部教育総務課 学校管理係	☎(0824)73-1186 mail: edu-kanri@city.shobara.lg.jp
⑮ 教員住宅使用料	教育部生涯学習課 生涯学習係	☎(0824)73-1188 mail: syogaigakusyu@city.shobara.lg.jp
⑯ 放課後子ども教室負担金	環境建設部下水道課 管理係	☎(0824)73-1175 mail: gesui-kanri@city.shobara.lg.jp
⑰ 公共下水道等使用料		

スマホ決済アプリによる納付

★市税、各種料金についてもスマートフォン(スマホ)決済アプリで納付ができます。

- 市県民税（普通徴収）
- 固定資産税
- 軽自動車税種別割
- 国民健康保険税（普通徴収）
- 介護保険料（普通徴収）
- 後期高齢者医療保険料（普通徴収）
- 住宅使用料
- 保育所使用料（保育料）
- 延長保育負担金
- 放課後児童クラブ負担金
- 老人保護措置費負担金
- 公共下水道等使用料

● 対応アプリ



★各アプリの利用料は無料です。※通信料は利用者負担となります。